

# 平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	15	府省庁名	金融庁
対象税目	<b>個人住民税</b> 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化		
要望内容(概要)	<p>&lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt;            現行の海外投資家(非居住者及び外国法人)が受領する振替社債等(社債的受益権を含む。以下同じ。)の利子等に            係る非課税制度の期限(平成25年3月31日)を撤廃し、恒久的な制度とすること。</p> <p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt;            海外投資家振替社債利子等非課税制度の対象となる、地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行            する債券のうち「利益運動債」に該当するもの(以下「日本版レベニュー債」という。)の発行を、東日本大震災の被災地            の地方公共団体に限定せず、全国に拡大すること。</p>		
関係条文	租税特別措置法第5条の3、第41条の13、第67条の17、地方税法第32条第2項、第313条第2項 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条		
減収見込額	(初年度) — ( — ) (平年度) — ( — ) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的            海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性            &lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt;            我が国の社債市場の活発化という観点からは、厚みのある投資家層を形成し、セカンダリー市場での取引の増大、流動性の確保、価格形成機能の強化等が求められるところ、そのような投資家層の一翼を担うものとして、海外投資家を呼び込むことは必要である。            このためには、諸外国同様、利子等非課税制度の整備が不可欠である。            現状、日本国内発行の社債に投資する海外投資家は徐々に増加したものの、制度が時限的措置であり、期限切れ後の取扱いが不透明であることから、伸び悩んでいるのが実情。            このように同制度が時限的なものにとどまっていることが、日本国内発行の社債の国際競争力を損なっていることは明白であり、恒久化による制度的な解決が不可欠。</p> <p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt;            現在は、被災自治体の資金調達支援の観点から、被災地限定で、日本版レベニュー債に対する、海外投資家の受取利子等非課税制度が導入されている。            他方、レベニュー債は、地方自治体による財源調達手段の多様化に資するものであり、特に収益性の高い事業が望める大都市圏での活用が期待される所。            そこで、レベニュー債の活用を、被災自治体のみならず、全国自治体の傘下の内国法人にも拡充して認める必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備										
	政策の達成目標	海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化が図られること。										
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。										
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)										
有効性	政策目標の達成状況	<p>&lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt;  平成 22 年の同制度導入後、一定程度目標は達成されたといえるが、時限的措置であるがゆえに、振替社債等の海外投資家の保有残高の増加は抑制されている。  (注 1) 振替社債等の海外投資家の保有残高 (新株予約権付社債を除く。)</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 22 年 6 月 30 日</td> <td>560 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 12 月 31 日</td> <td>6,204 億円</td> </tr> <tr> <td>～現在</td> <td>5,000 億円を上回って推移</td> </tr> </table> <p>(注 2) 振替新株予約権付社債の海外投資家の保有残高</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 22 年 12 月 31 日</td> <td>865 億円</td> </tr> <tr> <td>～現在</td> <td>1,000 億円を上回って推移</td> </tr> </table> <p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt;  平成 24 年 4 月 1 日の施行から 5 ヶ月余りしか経過しておらず、発行の準備段階にあるものと考えられる。</p>	平成 22 年 6 月 30 日	560 億円	平成 22 年 12 月 31 日	6,204 億円	～現在	5,000 億円を上回って推移	平成 22 年 12 月 31 日	865 億円	～現在	1,000 億円を上回って推移
	平成 22 年 6 月 30 日	560 億円										
平成 22 年 12 月 31 日	6,204 億円											
～現在	5,000 億円を上回って推移											
平成 22 年 12 月 31 日	865 億円											
～現在	1,000 億円を上回って推移											
要望の措置の適用見込み	<p>&lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt;  現行の時限的な利子等非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われている (平成 24 年 6 月 30 日現在で 101 社 325 銘柄 4,288 億円及び資産担保証券 12 銘柄 825 億円並びに新株予約権付社債 8 銘柄 1457 億円) ことから、本制度が恒久化された暁には、最低でも同程度の投資は見込まれる上に、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して従前振替社債等への投資を全く行わなかった、又は消極的姿勢をとっていた海外投資家の積極的な参加も予想されるため、海外投資家による振替社債等のさらなる保有が期待される。</p> <p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt;  適用対象となるものとして、いわゆる地方三公社 (道路公社、住宅供給公社及び土地開発公社) が約 150 社、また空港、水道、廃棄物処理等の施設を運営するいわゆる民法特例法人で、地方公共団体が 100%出資するものが存在する。</p>											
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>&lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt;  我が国の社債市場の活発化という観点からは、厚みのある投資家層を形成し、セカンダリー市場での取引の増大、流動性の確保、価格形成機能の強化等が求められるところ、そのような投資家層の一翼を担うものとして、海外投資家を呼び込むことが必要である。そのためには、諸外国と同様に利子等非課税制度を恒久措置として整備することが手段として有効。</p> <p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt;  被災地以外の地方公共団体傘下の内国法人への拡大により、インフラ整備等の事業に関して、先進的な資金調達手法による市場からの調達も増加し、債券市場の活性化にも寄与する。</p>											
ページ	15—2											

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<p>&lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt; 本制度がないと、海外投資家が我が国と居住国で二重に課税される可能性が生じ、海外投資家による投資が著しく減少するおそれがあることから、この二重課税を防止する海外投資家振替社債利子等非課税制度を恒久措置として整備することは妥当である。</p> <p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt; インフラ整備等の事業に係る資金調達については、事業の性質上期間が長期となる場合が多く、銀行借り入れに加えて、市場からの資金調達の道も広く開かれていることが望ましい。 そこで、地方自治体による財源調達手段の多様化に資するレベニュー債の活用を、被災自治体のみならず、全国自治体の傘下の内国法人にも拡充して認めることは妥当である。</p>
税負担軽減措置等の適用実績	<p>&lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt; 平成 22 年度(推計) ▲8 億円 平成 22 年度(推計) ▲8 億円 平成 23 年度(推計) ▲33 億円 平成 24 年度(推計) ▲26 億円</p> <p>(注)元本残高については、平成 24 年度は 6 月 30 日現在、平成 23 年度は 12 月 31 日 現在の金額をそれぞれ通年の額として使用し、平成 22 年度は措置の適用初年度であり適用対象が段階的に急増していることから、各月末の残高を合計し 12 で除した金額を使用した。それに乗すべき利率は、本措置導入後に到来した、一の暦年の最初から最後まで本措置の適用のあった最初の暦年である平成 23 年につき、同年 12 月 31 日現在において残高の存在した各銘柄の発行時利率を、各銘柄の残高で加重平均した率を算出し、当該率を全ての年度に使用した。</p> <p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt; 平成 24 年 4 月 1 日の施行から 5 ヶ月余りしか経過しておらず、発行の準備段階にあるものと考えられる。</p>	
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>&lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt; 平成 22 年の同制度導入後、一定程度効果が出ているといえる。 (注 1) 振替社債等の海外投資家の保有残高(新株予約権付社債を除く。) 平成 22 年 6 月 30 日 560 億円 平成 22 年 12 月 31 日 6,204 億円 ～現在 5,000 億円を上回って推移</p> <p>(注 2) 振替新株予約権付社債の海外投資家の保有残高 平成 22 年 12 月 31 日 865 億円 ～現在 1,000 億円を上回って推移</p> <p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt; 平成 24 年 4 月 1 日の施行から 5 ヶ月余りしか経過しておらず、発行の準備段階にあるものと考えられる。</p>	

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化が図られること。</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由</p>	<p>&lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt;  目標は一定程度達成されているが、現行の措置が時限的なものであることから、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して振替社債等への投資を全く行っていない、又は消極的姿勢をとっている海外投資家を呼び込めていない、という限界はあり、目標の完遂には現行の利子等非課税措置の恒久化が必要不可欠である。</p> <p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt;  非課税措置の対象となる東日本大震災の被災地においては、未だ復興の計画策定段階にあるものと考えられるため、日本版レベニュー債の発行は今後これらの計画が実行に移される際に実施されるものと予想される。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>&lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt;  振替国債の利子等については平成 11 年度改正、振替地方債の利子等については平成 19 年度改正、振替社債等の利子等については平成 22 年度改正において、非課税措置が導入された。</p> <p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt;  平成 24 年度改正において、東日本大震災の被災地に限定して、日本版レベニュー債に係る海外投資家の利子等非課税措置が導入された。</p>
<p>ページ</p>	<p>15—4</p>